

【性能等の確認】

●近接排気騒音の測定

・近接排気騒音測定方法は、保安基準細目告示「近接排気騒音の測定方法」による

・次の表の騒音の大きさの欄に掲げる値を超えない事

自動車の種別		騒音の大きさ(dB)
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		110
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の 自動車及び二輪自動車)	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kwを超えるもの	99
	車両総重量が3.5tを超え、原動機の最高出力が150kw以下のもの	98
	車両総重量が3.5t以下のもの	97
専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の 普通自動車小型自動車及び軽自動車 (二輪自動車を除く)	車両の後部に原動機を有するもの	100
	車両の後部に原動機を有するもの以外のもの	96
小型自動車及び軽自動車(二輪車に限る。)		94

●加速走行騒音の測定

①測定方法と基準値

・加速走行騒音測定方法は、保安基準細目告示「加速走行騒音の測定方法」による

・加速走行騒音測定値は、「加速走行騒音の測定方法」により測定した加速騒音をdBで表した値が82dBを超えないこと事

②試験自動車の選定

項目		選定方法
A	①原動機型式	
	②原動機最高出力	
	③変速機形式	・AT、CVT、MTの相違
B	①進入時原動機回転数又は進入速度	・50(40、25)km/hの場合 : 原動機回転数の高いもの ・原動機最高出力回転数の75%の場合 : 進入速度の低いもの
	②排気管開口部と原動機との距離	・最高速度の75%の速度の場合 : 進入速度の低いもの
	③キャビン形状	・キャブオーバ車 : シングルキャブ>ダブルキャブ>バン ・二輪車 : フェアリング 無>有
	④駆動軸数	・4WD、2WDの相違
	⑤排気管開口部位置	・排気管の向き
	⑥車両総重量	・軽いものを不利な条件の仕様諸元値として選定して良い
	⑦その他性能に影響を及ぼす仕様	(この場合、代替試験自動車の試験車重量を積載量で調整しても良い)

【構造の確認】

●後付消音器性能等確認業務規程(平成21年8月3日輸技協技第21-80号)で定める別添4 構造基準

(騒音防止性能を容易に変更できる構造の禁止)

1.確認を受ける消音器は、騒音低減機構を容易に脱着できる構造でないものとして、次に掲げる基準に適合するものでなければならない

(1)消音器の騒音低減機構を取り外すことができない構造である事

(2)消音器本体の外部構造及び内部部品が恒久的方法(溶接、リベット等)により結合されている事

ただし、消音器を自動車等に固定するためのネジ止め及びボルト止めはこの限りでない

(排出ガス発散防止装置の装着)

2.標準車に備えられている排出ガス発散防止装置を取り外して装着する構造の後付消音器にあつては、内部に排出ガス発散防止装置を備えるものでなければならない